

令和5年度 商工会青年部 主張発表全国大会実施要領

令和5年4月13日
全国商工会青年部連合会

1. 趣旨

全青連では、平成10年度から商工会青年部全国大会を開催しており、全国の青年部リーダーが一堂に会して、相互に研鑽し、地域リーダーとしての意識の高揚及び若手経営者・後継者としての資質向上に資することを目的として、青年部活動推進のための情報交換や資質向上等を目的としたプログラムを実施している。

そのなかで、主張発表全国大会として、各ブロックの予選を勝ち抜いた代表者による主張発表を実施しており、青年部活動や経営体験等をテーマとした発表は、参加者に大きな感動を与えてきた。

2. 主張発表テーマ

「青年部活動を通じての地域振興や自社経営の向上」等のテーマを設定しなければならない。青年部活動と関連しないテーマは不可となる。

[テーマ例] *令和4年度全国大会における発表テーマより

- ① 「共存共栄」の精神で青年部改革
- ② 詐欺撲滅と事業の活性化の実現
- ③ 青年部活動に参加したくて ~ずっと繋がりがかった~
- ④ 未来への鍵
- ⑤ 未来への宣言 ~3つのご縁の輪~
- ⑥ 食と音楽で街に活気を創る
- ⑦ 青年部活動に参加して

3. 出場資格

次の(1)及び(2)を充たす者とする。

- (1) 全国6ブロックの代表者であり、全国大会と同一年度内に開催される各ブロック大会における最優秀賞受賞者1名とする。ただし、青年部員数を考慮し関東ブロックのみ代表者は2名とする(計7名)。

[ブロック区分]①東北・北海道、②関東、③中部、④近畿、⑤中国・四国、⑥九州

- (2) 全国大会開催日に、商工会青年部部員資格を有する者とする。

ただし、以下の何れかに該当する者は主張発表全国大会への出場資格が無いものとする。

- ・主張発表全国大会出場経験者
- ・県青連会長及び県青連会長経験者(やむを得ない事由により会長代行者となった者を除く)

(参考) 商工会標準定款例における青年部部員資格について(賛助、準部員を除く)

(第41条) 本商工会に、商工会の事業を積極的に推進するとともに、商工業の後継者たるべき青年の経営者としての資質を向上させ、もって商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資するための組織として青年部を置く。

(第42条) 青年部たる資格を有する者は、本商工会の会員たる商工業者(法人にあってはその役員)又はその親族若しくはその後継者として認められる者*であり、かつ、その事業を営む事業に従事する者であって年齢満45歳以下の者とする。

*商工会の定款変更を行った場合のみ

4. 発表順番

大会当日までに、全青連において発表の順番を決定する。

5. 発表時間

- ・各発表者 10 分とする。
- ・終了の「3 分前」「1 分前」「終了時間」に掲示板にて告知する。併せて終了の 1 分前及び終了時間に呼び鈴で告知する。

6. 審査委員

委員長：学識経験者等

委員：中小企業庁 経営支援部 1 名、マスコミ関係者等 2 名、全国商工会連合会 1 名

オブザーバー：全国商工会青年部連合会 1 名

7. 表彰

最優秀賞 1 名、優秀賞 1 名、優良賞 5 名

8. 書類提出

発表者は、①発表原稿、②プロフィール、③応援動画を所定の期日までに全青連事務局宛て提出する(詳細は別紙のとおり)。

9. 審査基準

内容、構成、表現力・態度により採点し、総合点をもって順位を決定する。

(1) 審査ポイント

① 内容

- ア. 青年部活動又は青年部員としての活動が、地域の担い手として地域振興やまちづくりの貢献に相応しいものであるか
 - イ. 商工会を通じ政策・施策等を活用し、その結果自社の経営力向上や地域の発展へと結びついたか
 - ウ. 他の青年部活動や青年部員の範となり、共感を得るものであるか
 - エ. 青年部活動又は青年部員としての活動が、創造性、アイデアに富んだものであるか
- *ア～エのいずれかを満たすことを前提として総合評価する。また、個人的体験談や自社の PR 等に偏っていないか注意し評価する。

② 構成

論旨が明確で、説得力があり、分かりやすいか

③ 表現力・態度

表現力が豊かであり、人に好感を与え、訴える力があるか

(2) 採点のウェイト及び採点基準

審査項目		非常に良い	とても良い	良い	普通	ややもの足りない
内容	50 %	5	4	3	2	1
構成	30 %	5	4	3	2	1
表現力・態度	20 %	5	4	3	2	1

- ① 審査にあたっては、特に内容に重点を置くこととし、表現力等の技巧にとらわれないよう注意する。
- ② 審査委員 1 名あたりの持ち点は、50 点満点(内容 25 点：構成 15 点：表現力・態度 10 点)とする。
- ③ 採点の結果、同点となった場合には、各委員の評価等も勘案し、協議することとする。

(3) 発表所要時間の評価

発表所要時間が10分を超過あるいは10分より少なかった場合、審査員それぞれの採点結果から次の基準で減点を行う。

+-	1分以上2分未満	3点
+-	2分以上3分未満	5点
+-	3分以上	7点

10. 応援動画

各発表者の発表前に応援動画を上映する時間を設ける。

- (1) 動画時間：2分以内（応援動画の上映時間は発表時間に含まない）。
- (2) 動画内容：以下に該当する内容は不可とし、全青連委員会において確認を行い、内容変更及び再提出依頼等を行う場合がある。
 - ・主張発表の内容に直接的に触れている。
 - ・主張発表の内容を類推させる、または何らかの関連がある。

11. その他

- (1) 発表者による壇上でのプレゼンテーションツールや小道具等（発表に直接関連する成果物や写真等）の使用は、一切認めない。
- (2) 発表時の服装は、正装（スーツ着用とし、男性についてはネクタイを必ず着用）とする。
- (3) 応援スタイルについては、発表中のみ、法被やTシャツの着用を認める。のぼり、横断幕等の応援用備品については会場との兼ね合いもあるため、事前申請を必要とし、認められた場合のみ可能とする。
- (4) ブロック代表者が、何らかの事情により全国大会に参加できなくなった場合の代表者変更等の対応については以下のとおりとする。
 - ① 変更可能期限：全国大会冊子等の印刷物等の入稿期限等についての開催県から全青連への報告に基づき「変更可能期限」を設定する。期限後に変更が必要となった場合も相談は可能とするが、各ブロックにおいては代表者の不可抗力による辞退も想定し、予め代表者に代わる者（次点者）の選定を行うよう調整しなければならない。
 - ② 変更の承認：ブロック幹事県連から全青連に変更内容・事由等を報告し、全青連理事会にて対象者変更が承認された場合に限り、変更を可とする。
- (5) その他、審査に関する事項については、審査委員の協議により決定する。

以上

全国大会における主張発表者の提出書類等について

令和5年4月13日
全国商工会青年部連合会

主張発表大会のブロック代表となった県青連事務局は、以下の提出書類等を必ず所定の期日までに提出頂きますようお願い致します。

1. 提出書類等

発表原稿	発表内容をWord等で作成したもの
プロフィール	「様式1」に必要事項を記入してください
顔写真	・最近6か月以内に撮影のもの ・胸から上が写っているもの ・ <u>jpeg等の画像ファイルにて提出を行うこと</u> (Word等への貼り付けやPDFは不可)

2. 応援動画

上映時間	2分以内
動画形式	・Windows PCの標準アプリケーションで再生が可能なもの。 ・DVD-Video規格(家庭用のDVDプレイヤーで再生ができるもの)
その他	著作権のある楽曲・映像素材等が使用されている場合、大会記録DVDへの収録ができない場合があります。

3. 提出先

提出書類、応援動画は以下の期日、提出先にお送りください。

提出期日	令和5年9月29日(金)
提出先	全国商工会連合会 組織支援課宛 zen-sei@shokokai.or.jp (動画をDVD等で提出する場合) 全国商工会連合会 総務企画部 組織支援課 〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-7-1有楽町電気ビル北館19階